

第2期 田野畑村 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度（2020～2024）

令和2年3月

田野畑村

目 次

第 1 章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の策定方法	2
第 2 章 子どもと家庭を取り巻く状況	3
1. 統計データからみる状況	3
2. ニーズ調査結果からみる状況	13
3. ヒアリング調査結果からみる状況	20
4. 子どもと家庭を取り巻く状況の整理	24
第 3 章 計画の基本方向	25
1. 基本理念	25
2. 基本的視点	25
3. 基本目標	27
4. 施策の体系	28
第 4 章 施策の展開	29
基本目標 1 教育・保育サービスの充実	29
基本目標 2 支援の必要な家庭への取り組みの推進	31
基本目標 3 地域における子育て支援の充実	34
基本目標 4 ワーク・ライフ・バランスの推進	37
第 5 章 教育・保育等の量の見込みと確保の内容	38
1. 教育・保育提供区域の設定	38
2. 教育・保育の量の見込みと確保方策	38
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	41
4. 子ども子育て支援給付に係る教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保	47
5. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	47
6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携	47
7. 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	47
第 6 章 計画の推進	48
1. 計画の推進体制	48
2. 計画の進捗管理	49
資料編	50
1. 田野畑村子ども・子育て会議委員名簿	50

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

国は、1990（平成 2）年の 1.57 ショックを契機に、様々な少子化対策を行ってきました。しかしながら、少子化の進行には歯止めがかからず、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け 2012（平成 24）年に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、2015（平成 27）年度からは本格施行した「子ども・子育て支援新制度」のもと、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、子どもが健やかに成長できる社会を目指してきました。

その後、2016（平成 28）年には、「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、「希望出生率 1.8」の実現に向けた対応策を掲げたロードマップが示されました。女性の就業率の上昇や保育ニーズの増加が見込まれるため、2017（平成 29）年には「子育て安心プラン」が公表され女性就業率 80%にも対応できる保育の受け皿を整備することや、同年に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、子育て世代や子どもに政策資源を投入することとされ、2019（令和元）年 10 月からは幼児教育・保育の無償化が実施されました。

本村では、2015（平成 27）年 3 月に「田野畑村子ども・子育て支援事業計画（以下、「第 1 期計画」という。）」を策定し、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、地域社会全体で子ども・子育てを支援する、みな感動や喜びを共有する仕組みづくりを進めてきました。2019（令和元）年度で第 1 期計画の計画期間が満了することから、「第 2 期田野畑村子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という。）」を策定し、引き続き子どもや子育て支援に関する取り組みを進めていきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画としても位置付けており、上位計画である「田野畑村総合計画」や、その他関連計画との間に調和を保ちながら策定しています。

3. 計画の期間

本計画の期間は、2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度までの 5 か年とします。定期的に進捗状況の検証を行い、社会情勢の変化などに応じて必要な見直しを行うこととします。

4. 計画の策定方法

(1) 住民のニーズ調査の実施

子育て中の家庭の現状とニーズを把握するため、就学前児童保護者と小学生児童保護者を対象として、平成31年2月に「田野畑村子ども・子育て支援事業計画策定のための保護者ニーズ調査」を実施しました。また、ニーズ調査の結果を深めるために子育て中の保護者を対象に、令和元年6月に「子育て支援に関するヒアリング調査」を実施しました。

(2) 「田野畑村子ども・子育て会議」の開催

本計画は、村内における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子育てを行っている当事者等（父母、保育・教育従事者、事業者、福祉関係従事者等）を委員として構成する、「田野畑村子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

第 2 章 子どもと家庭を取り巻く状況

1. 統計データからみる状況

(1) 人口の状況

①総人口と年齢構成別人口の推移

田野畑村の人口は、平成 27 年に 3,466 人となっています。平成 2 年は 5,019 人であり、この間に 1,553 人減少しています。

<年齢構造の動向>

・年少人口（0～14 歳）

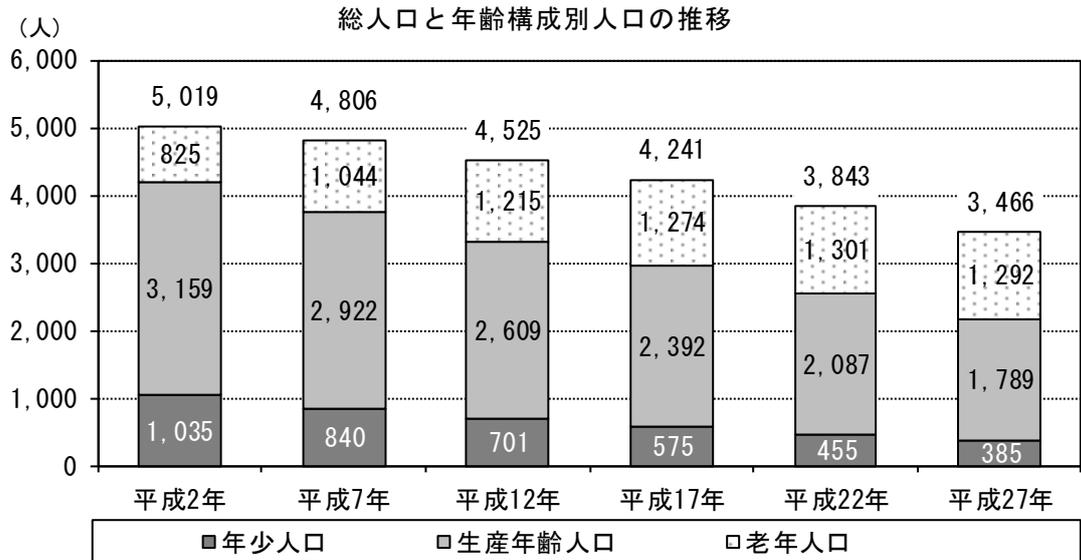
年少人口は平成 27 年に 385 人であり、平成 2 年の 1,035 人と比較すると 650 人減少しました。総人口に占める割合は、20.6%から 11.1%と 9.5 ポイント減少しました。

・生産年齢人口（15 歳～64 歳）

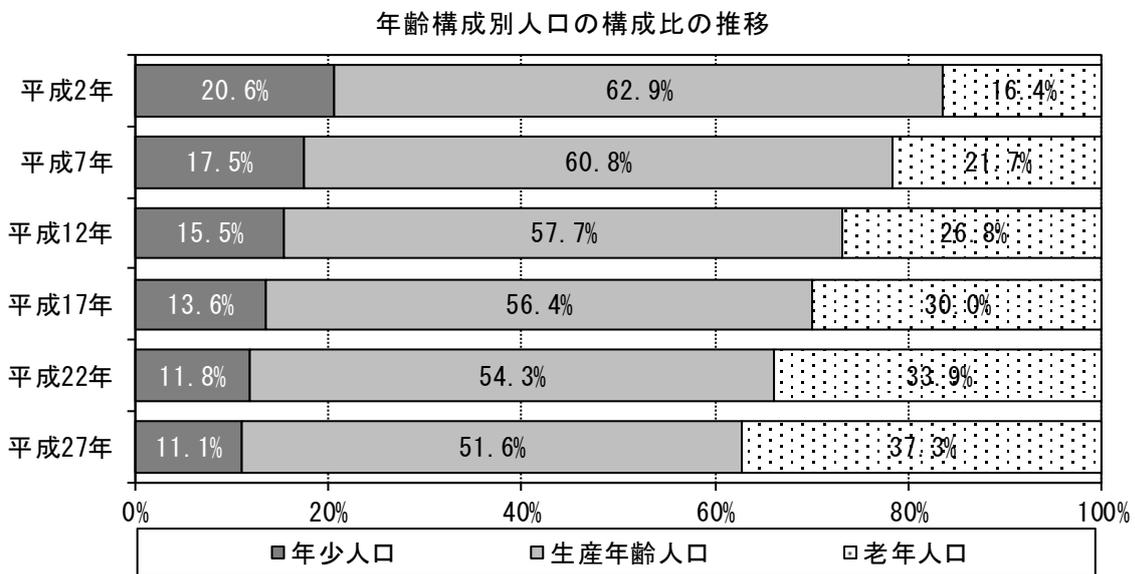
生産年齢人口は平成 27 年に 1,789 人であり、平成 2 年の 3,159 人と比較すると 1,370 人減少しました。総人口に占める割合は、62.9%から 51.6%と 11.3 ポイント減少しました。

・老年人口（65 歳以上）

老年人口は平成 27 年に 1,292 人であり、平成 2 年の 825 人と比較すると 467 人増加しました。総人口に占める割合は、16.4%から 37.3%と 2 倍を超える 20.9 ポイント増加しています。

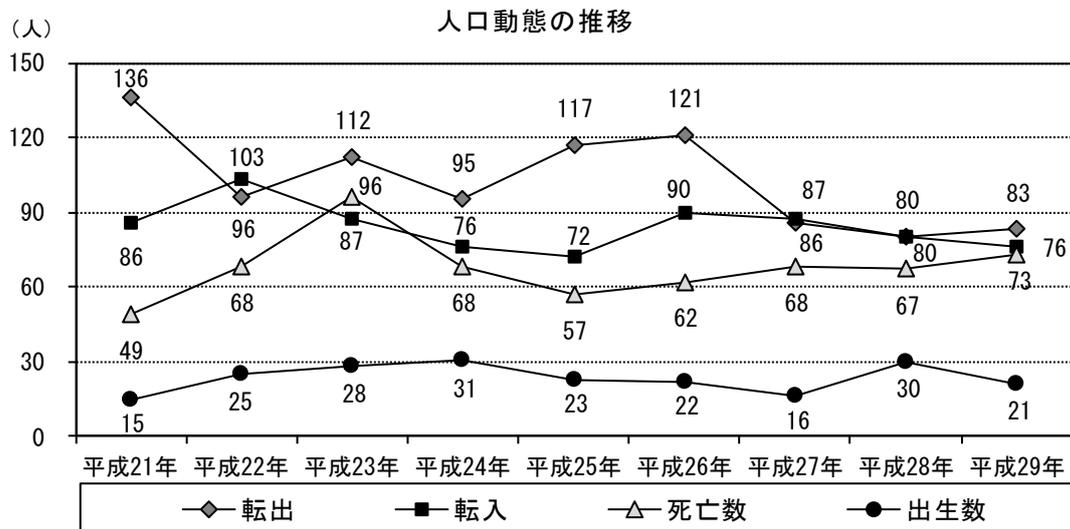


※年少人口：0～14歳の人口 生産年齢人口：15～64歳の人口
 老年人口：65歳以上の人口



②人口動態の推移

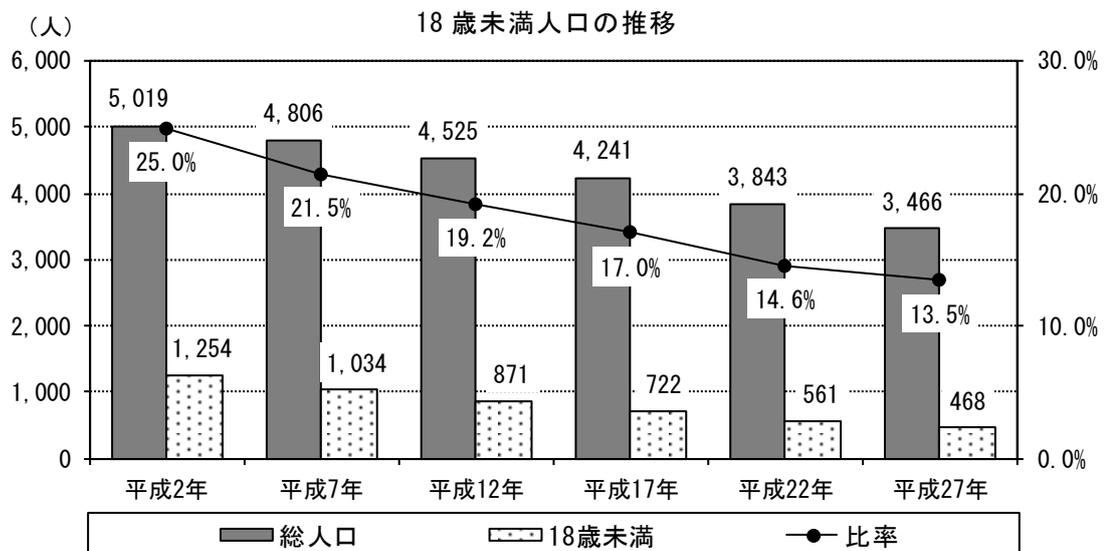
平成 21 年から平成 29 年までの人口動態を見ると、出生数及び死亡数では各年で死亡数が出生数を上回る自然減が続いています。また、転出数及び転入数を見ると、平成 22 年及び平成 27 年、平成 28 年では転入数が転出数を上回る、または均衡となっていますが、それ以外ではいずれも転入数を転出数が上回る社会減の状態が続いています。



資料：転入・転出は住民基本台帳（平成25年までは3月、26年からは1月末現在）、死亡数・出生数は岩手県保健福祉年報

③18歳未満人口の推移

18歳未満の人口の推移を見ると、平成2年の1,254人から平成27年には468人と減少し、総人口に占める比率も25.0%から13.5%と減少しています。

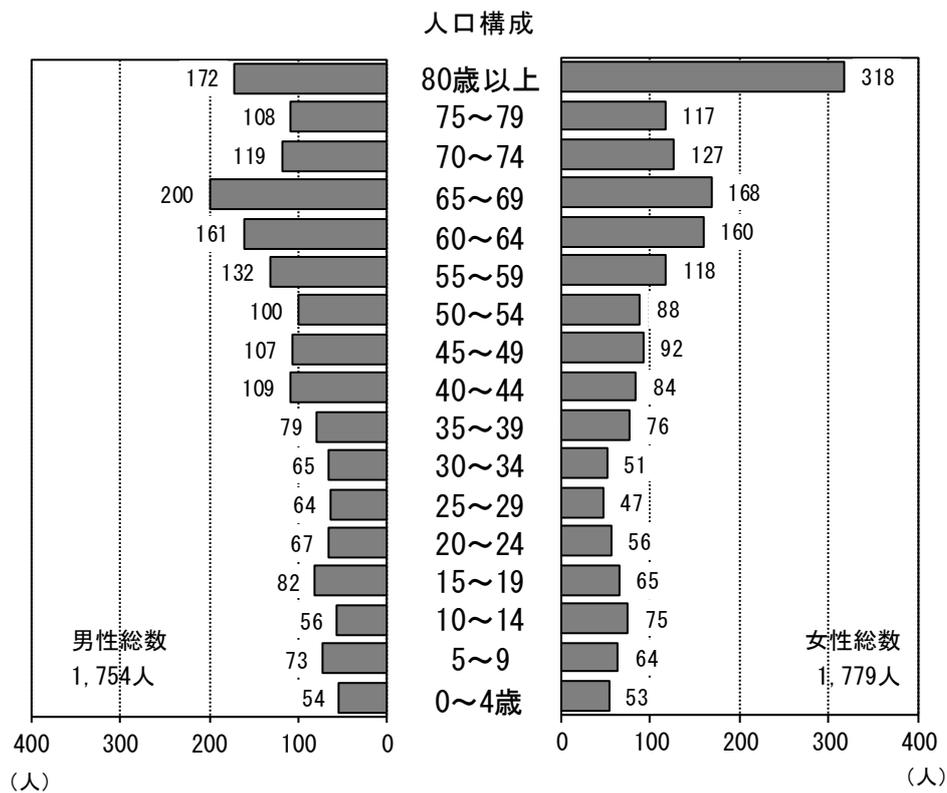


資料：国勢調査（各年10月1日）

④人口構成

人口構成は、男性は65～69歳が、女性は80歳以上の年齢層が最も多くなっています。

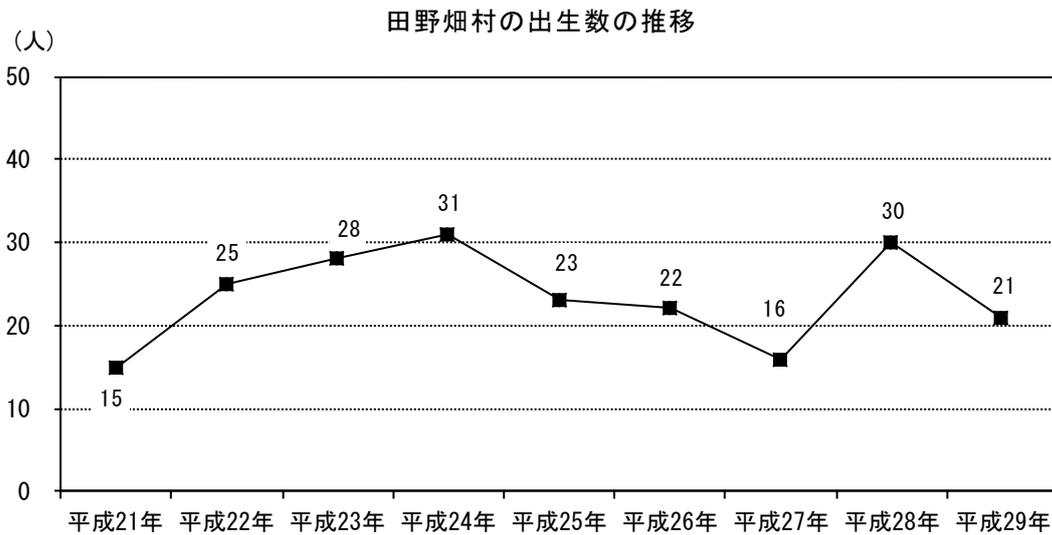
一方、男性は0～4歳が最も少なく、10～14歳が続いています。女性は25～29歳が最も少なく、30～34歳が続いています。



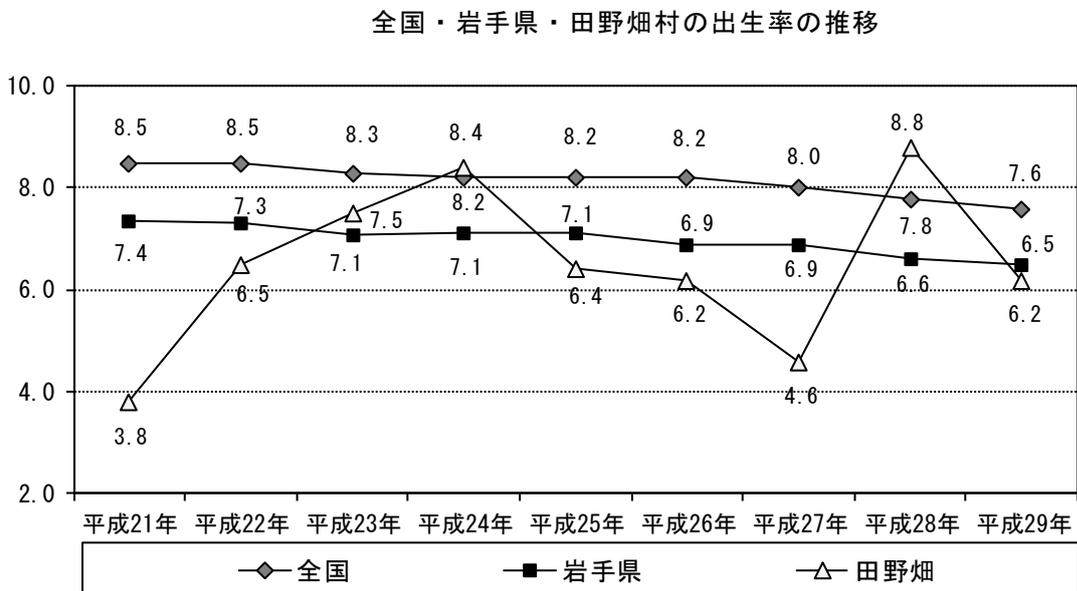
資料：住民基本台帳（平成30年1月末現在）

⑤出生数・出生率の推移

出生数は、平成21年は15人でしたが、平成29年には21人となっています。また、出生率は平成29年に6.2となっており、全国(7.6)や岩手県(6.5)の水準に比べて低くなっています。



資料:岩手県保健福祉年報

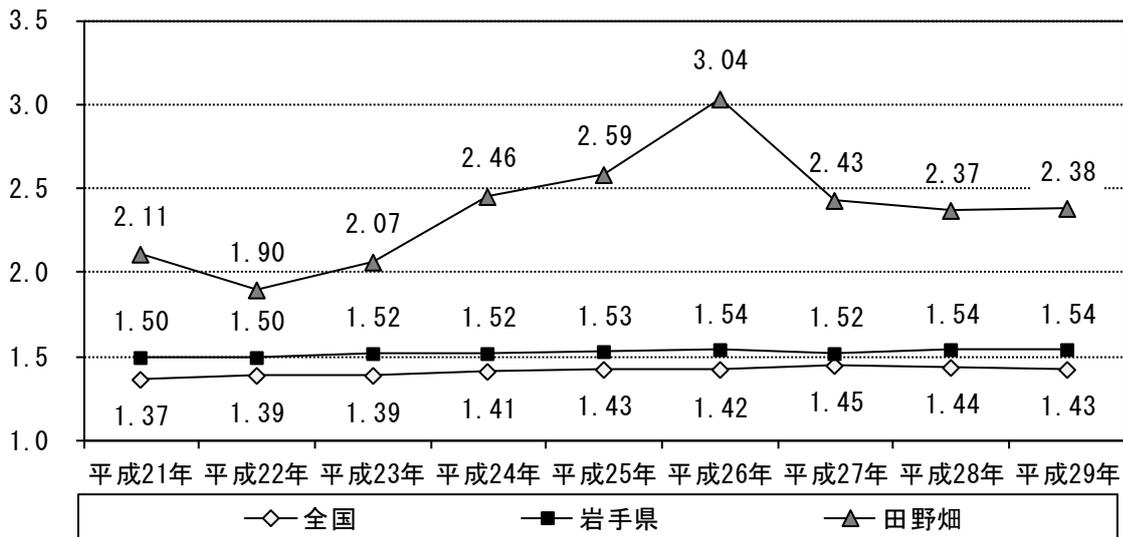


資料:全国は人口動態統計、岩手県・田野畑村は岩手県保健福祉年報

⑥合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子どもの数）の推移

本村の合計特殊出生率は、多くが2.00を超えて推移し、平成29年は2.38となっています。一方、岩手県は1.50を超えて横ばいとなっています。なお、国の人口を維持できる合計特殊出生率の水準は2.07とされています。

合計特殊出生率の推移



資料：全国は人口動態統計、岩手県・田野畑村は岩手県保健福祉年報

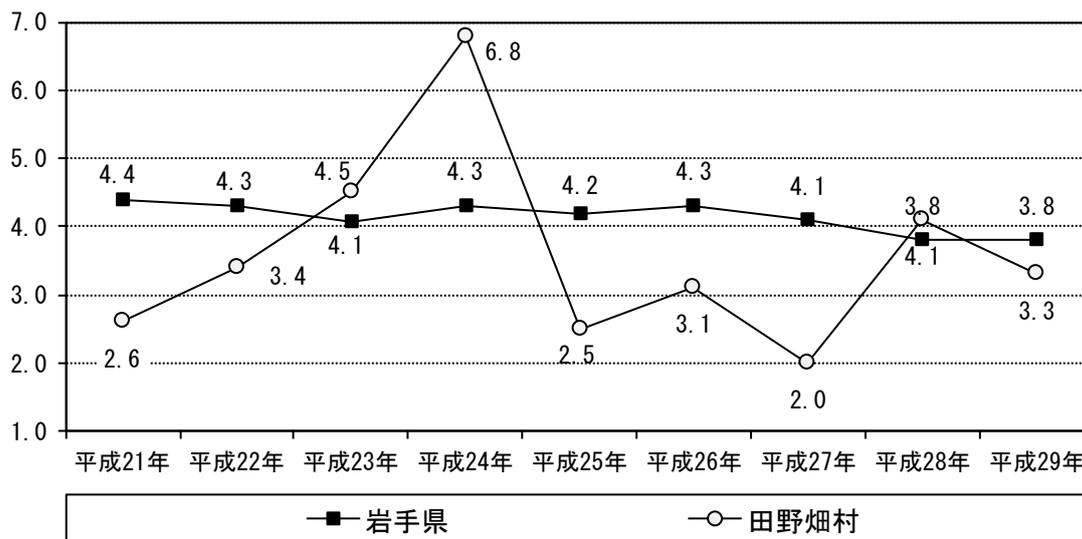
合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

(2) 婚姻率・離婚率の推移

本村の婚姻率を見ると、平成27年の2.0を最低として平成29年は3.3となっています。

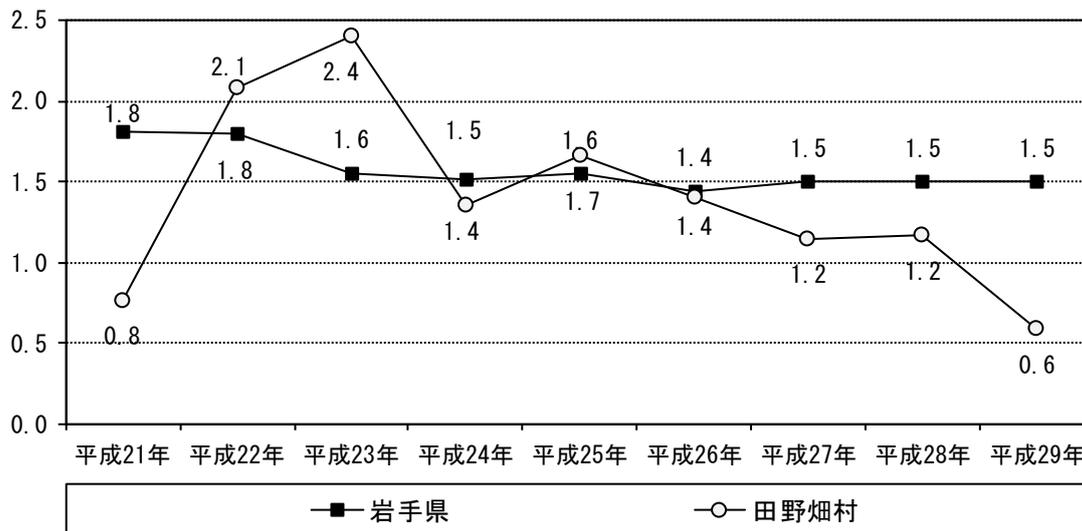
一方、離婚率は平成29年の0.6が最低となっています。

婚姻率の推移



資料：岩手県人口動態統計

離婚率の推移



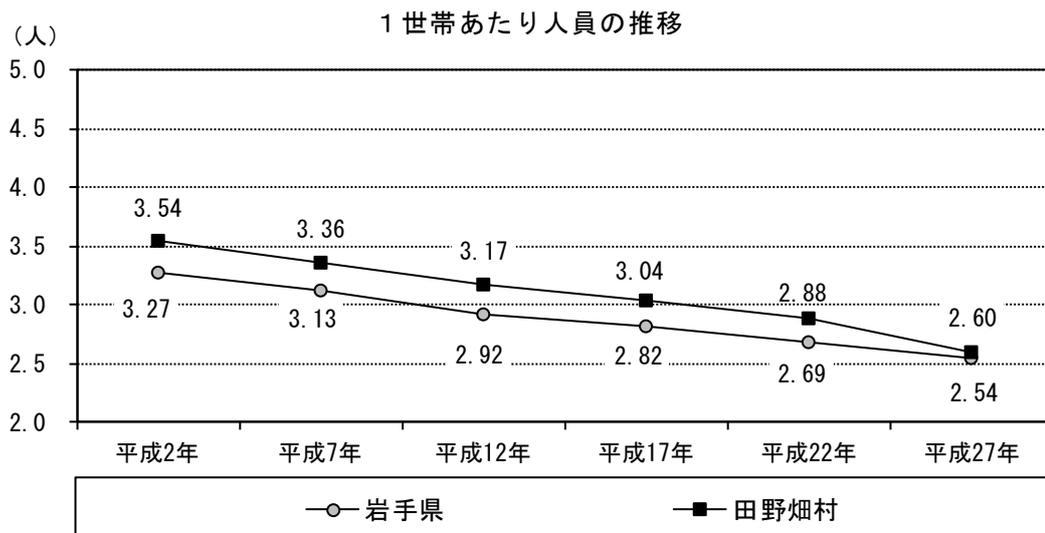
資料：岩手県人口動態統計

(3) 世帯の状況

① 1世帯あたり人員の推移

1世帯あたり人員の推移を見ると、平成2年に3.54人でしたが各年で減少し平成27年には2.60人となっています。

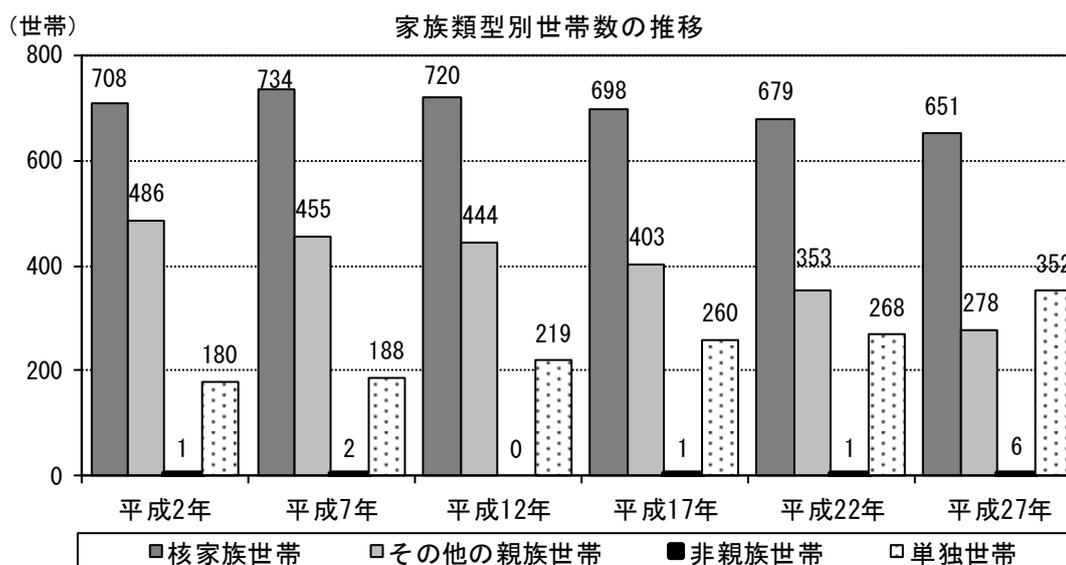
なお、本村は岩手県の1世帯あたり人員よりも各年で多くなっていますが、年々本村と岩手県の差は少なくなってきました。



資料：国勢調査（各年10月1日）

② 家族類型の推移

家族の類型別の推移を見ると、平成7年以降核家族世帯とその他の親族世代は減少傾向にあります。単独世帯は増加傾向にあります。

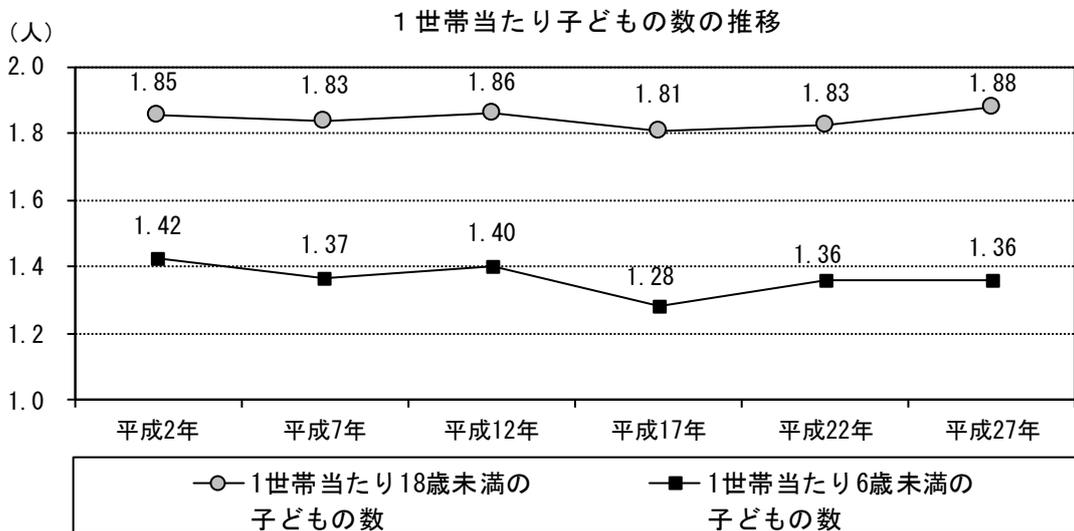


資料：国勢調査（各年10月1日）

※平成2年～17年の「非親族世帯」は「非親族のみの構成員から成る世帯」と定義されているが、平成22年から集計方法が変わり、同年の「非親族世帯」では「非親族の構成員と親族から成る世帯」と定義されている。

③ 1世帯あたりの子どもの数の推移

1世帯あたり18歳未満の子ども数は1.8人台で推移し、6歳未満の子ども数は平成17年の1.28人を最低に平成27年は1.36人となっています。

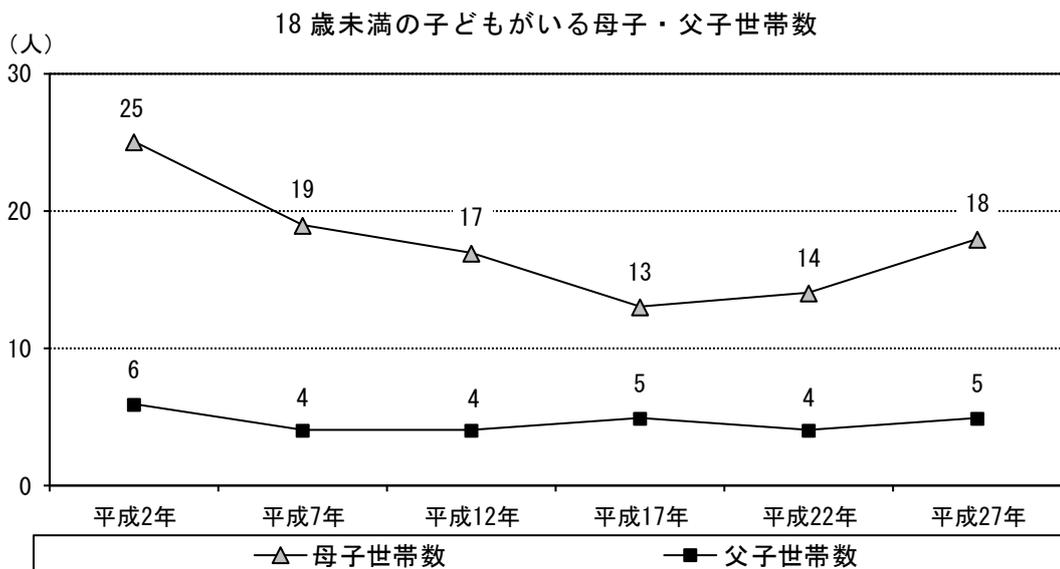


資料：国勢調査（各年10月1日）

④ 母子・父子世帯の推移

母子世帯は平成2年に25世帯と20世帯を超えています、それ以降は10世帯台で推移しています。

父子世帯は4～6世帯で推移しています。



資料：国勢調査（各年10月1日）

(4) 女性の就業率の推移

15歳から64歳の女性の就業率は、平成2年は60.9%、平成27年は67.5%であり、6.6ポイント上昇しました。

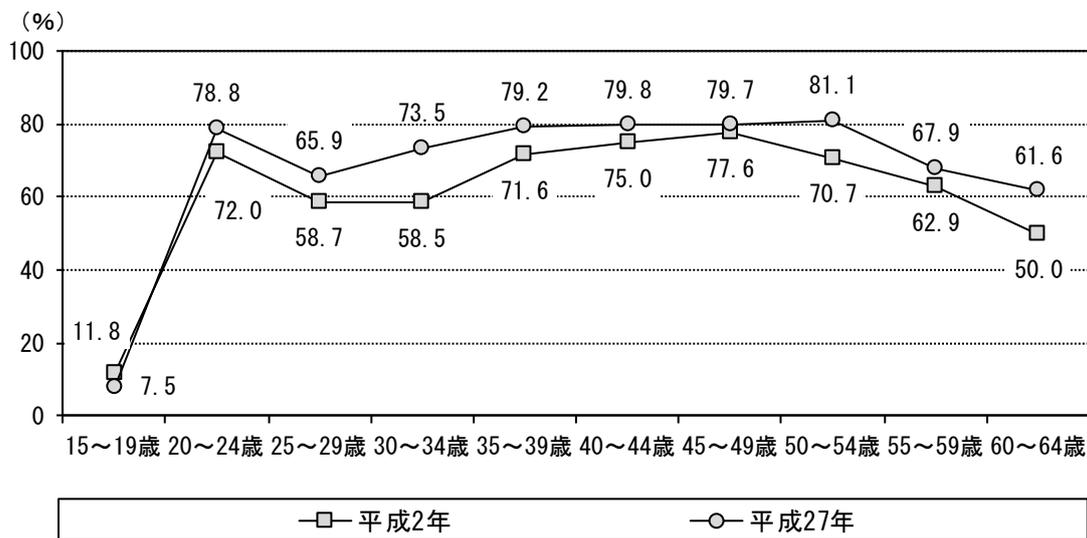
平成2年と平成27年を比較すると、15歳から19歳は減少していますが、その他ではすべて増加しています。

女性の就業率の推移

(単位:%)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
15～64歳	60.9	57.5	57.8	58.1	64.9	67.5
15～19歳	11.8	14.8	10.5	6.6	5.6	7.5
20～24歳	72.0	64.4	74.6	63.1	73.2	78.8
25～29歳	58.7	64.8	53.8	58.7	67.2	65.9
30～34歳	58.5	58.1	56.7	65.3	77.1	73.5
35～39歳	71.6	68.2	61.3	71.3	73.4	79.2
40～44歳	75.0	72.7	75.7	75.5	77.4	79.8
45～49歳	77.6	81.4	71.5	73.6	82.4	79.7
50～54歳	70.7	66.4	76.7	64.0	77.7	81.1
55～59歳	62.9	54.7	59.9	62.4	65.6	67.9
60～64歳	50.0	29.3	36.8	41.0	49.7	61.6

資料:国勢調査(各年10月1日)



資料:国勢調査(各年10月1日)

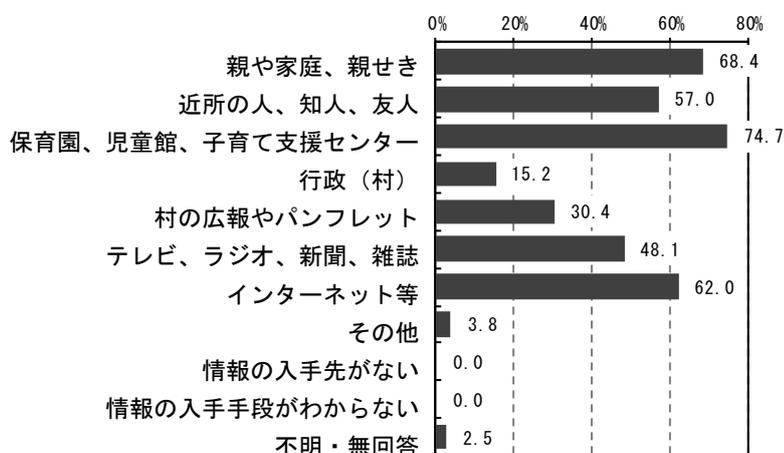
2. ニーズ調査結果からみる状況

本計画の策定に向けて、住民の子育てに関する生活実態や要望・意見などを把握するために就学前児童を持つ保護者及び就学児童を持つ保護者を対象にニーズ調査を実施しました。

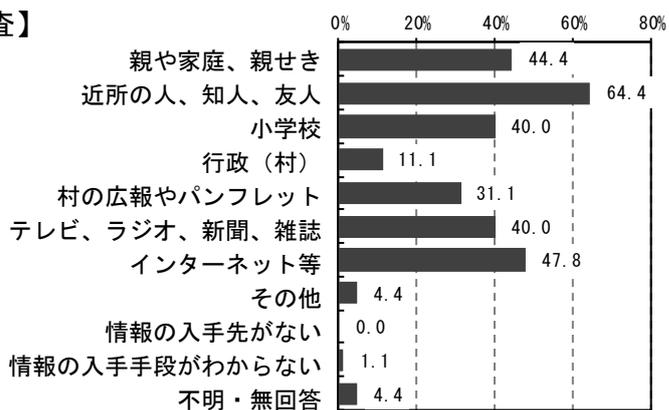
①子育て情報の入手方法

就学前児童調査は、「保育園、児童館、子育て支援センター」が1位で74.7%
 小学生児童調査は、「近所の人、知人、友人」が1位で64.4%

【就学前児童調査】



【小学生児童調査】

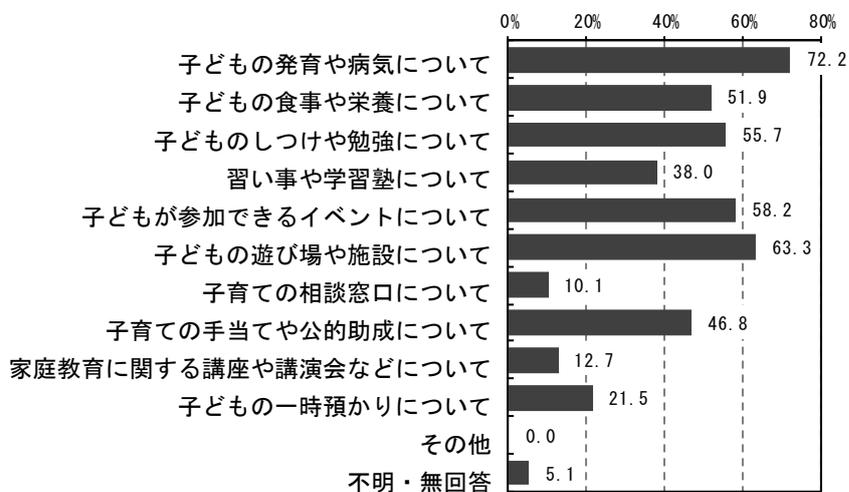


②知りたい子育て情報

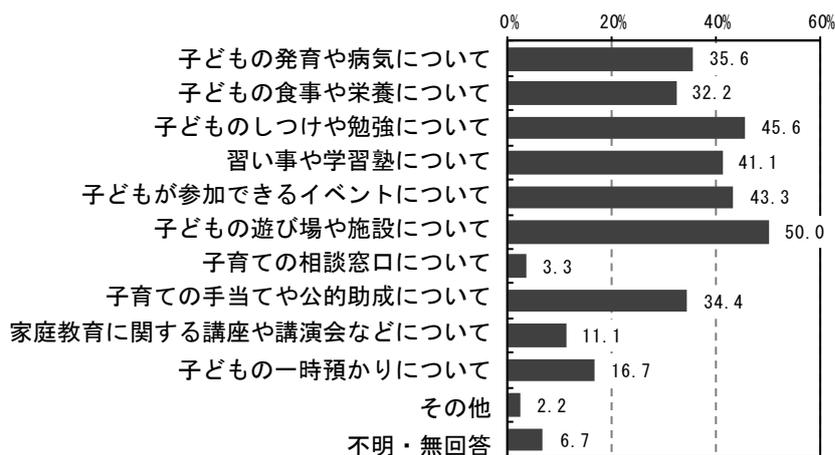
就学前児童調査は、1位「子どもの発育や病気について」
 2位「子どもの遊び場や施設について」
 3位「子どもが参加できるイベントについて」

小学生児童調査は、1位「子どもの遊び場や施設について」
 2位「子どものしつけや勉強について」
 3位「子どもが参加できるイベントについて」

【就学前児童調査】



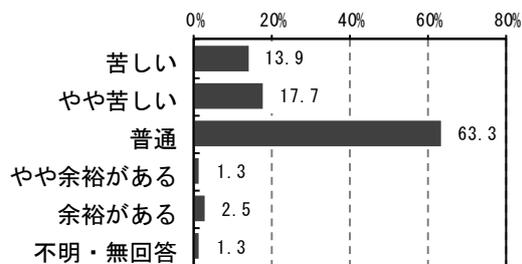
【小学生児童調査】



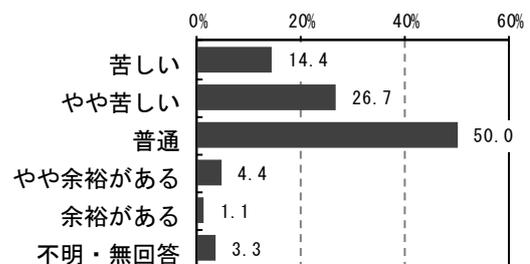
③経済的な状況

「苦しい（「苦しい」＋「やや苦しい）」は、
就学前児童調査が31.6%、小学生児童調査が41.1%

【就学前児童調査】



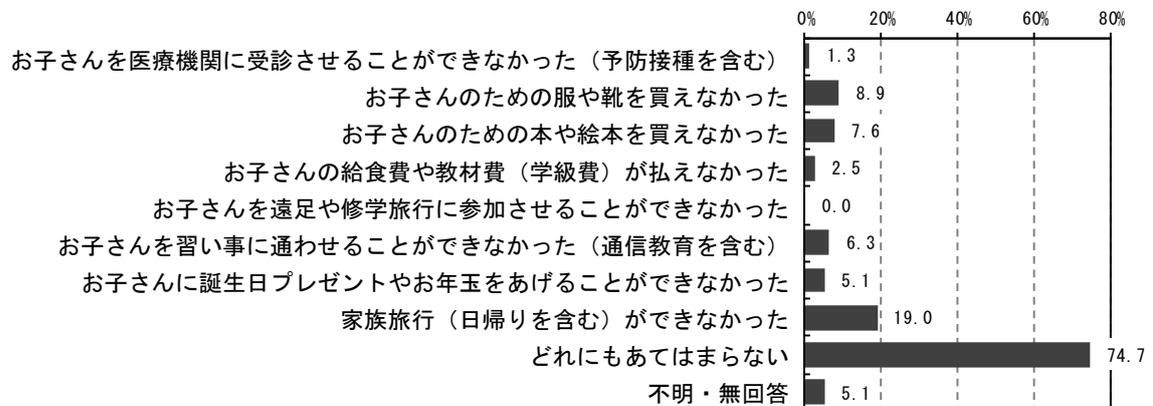
【小学生児童調査】



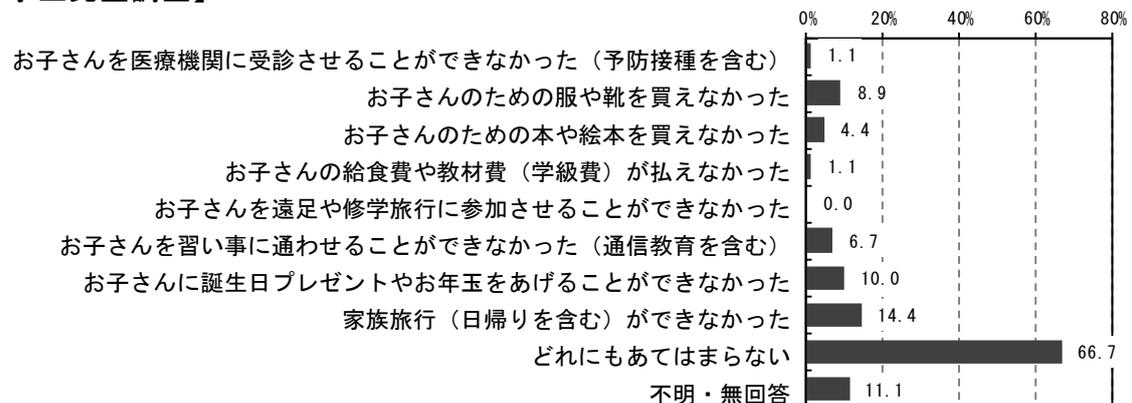
④経済的理由での経験（子ども）

経済的理由で何らかの経験をしたことがある人は、
就学前児童調査が20.2%、小学生児童調査が22.2%

【就学前児童調査】



【小学生児童調査】



⑤子育てに関して悩んでいること

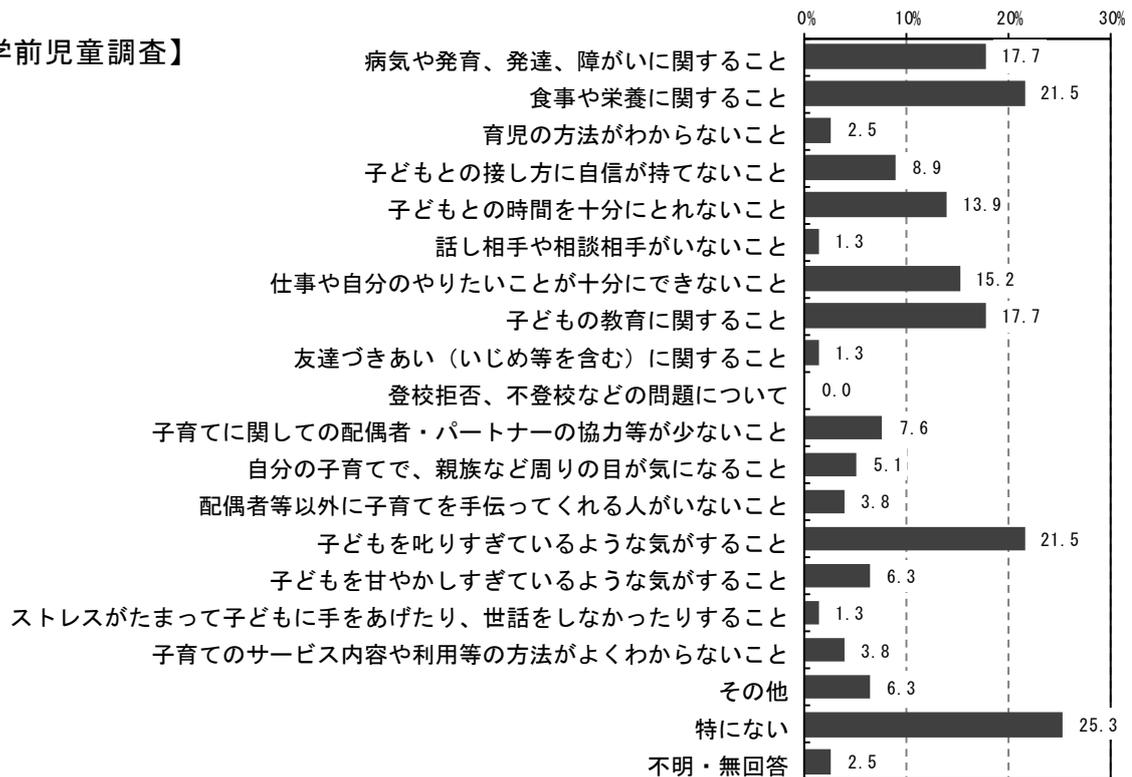
就学前児童調査は、1位「食事や栄養に関すること」

1位「子どもを叱りすぎているような気がすること」

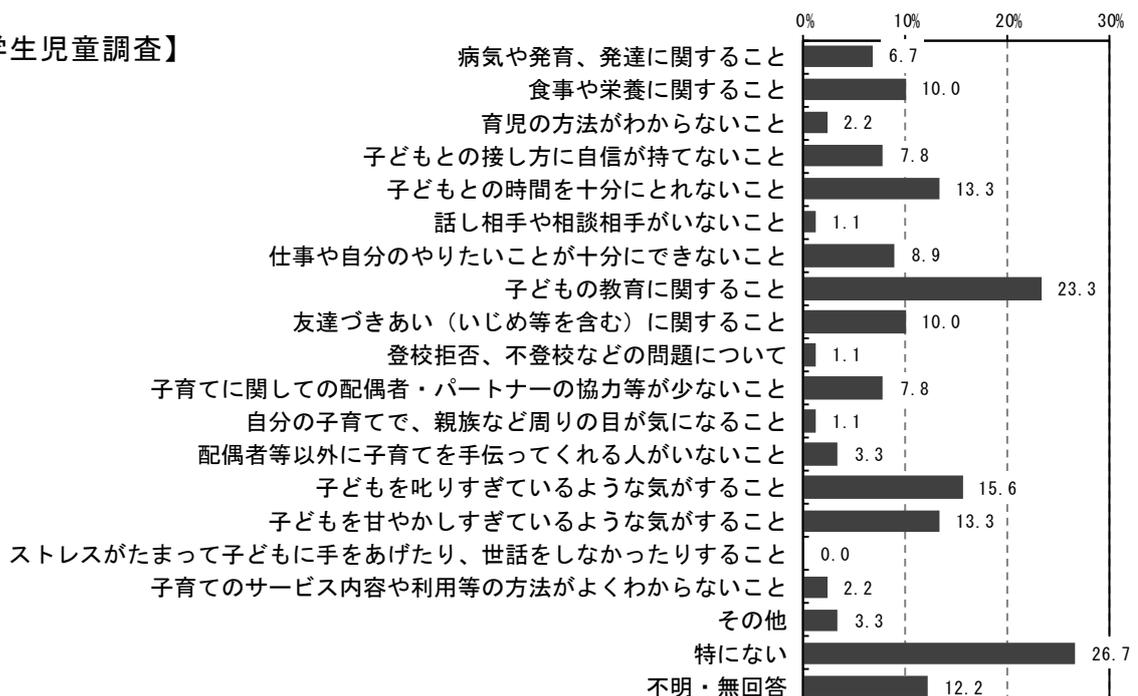
小学生児童調査は、1位「子どもの教育に関すること」

2位「子どもを叱りすぎているような気がすること」

【就学前児童調査】



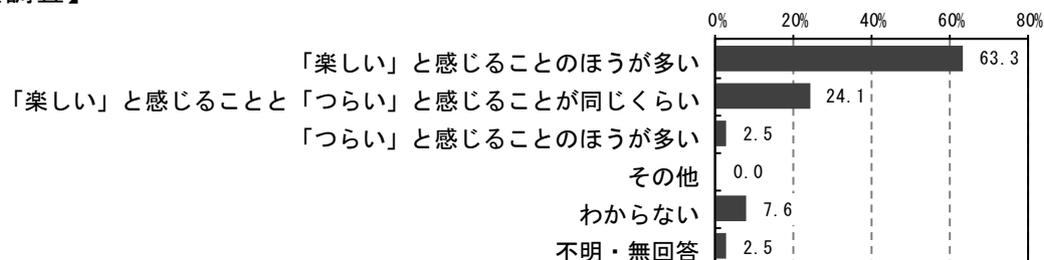
【小学生児童調査】



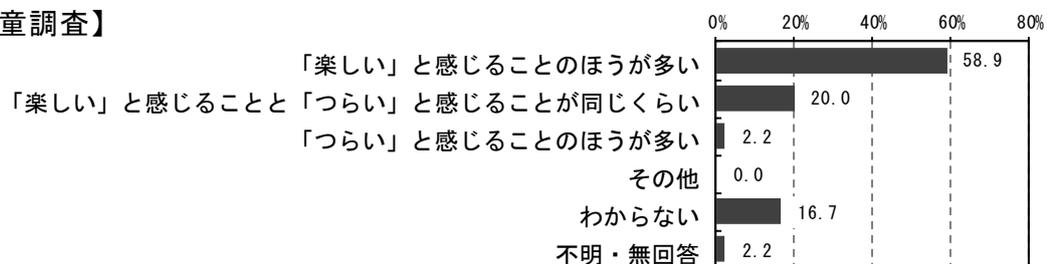
⑥子育ての状況

「つらい」は、就学児童児童調査が 2.5%、小学生児童調査が 2.2%

【就学前児童調査】



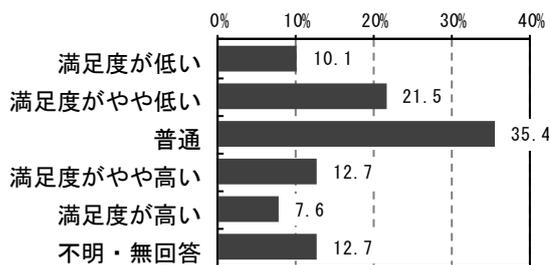
【小学生児童調査】



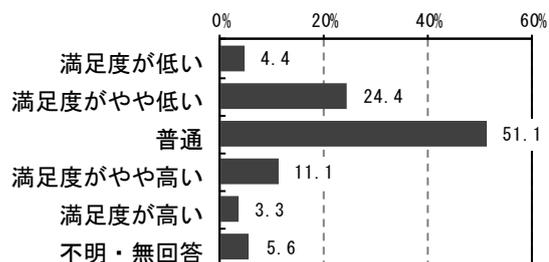
⑦子育て環境や支援の満足度

満足（「満足度が高い」＋「満足度がやや高い」＋「普通」）は、
就学前児童調査が 55.7%、小学生児童調査が 65.5%

【就学前児童調査】



【小学生児童調査】

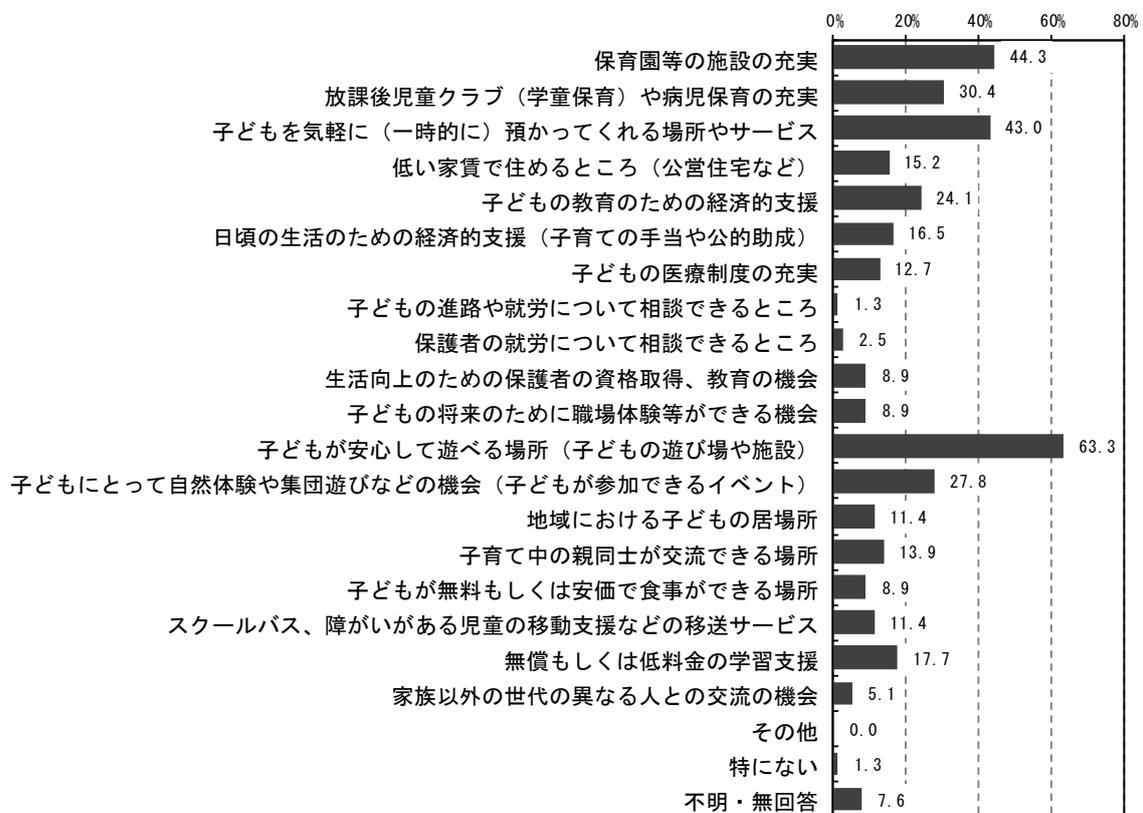


⑧充実を望む子育て支援

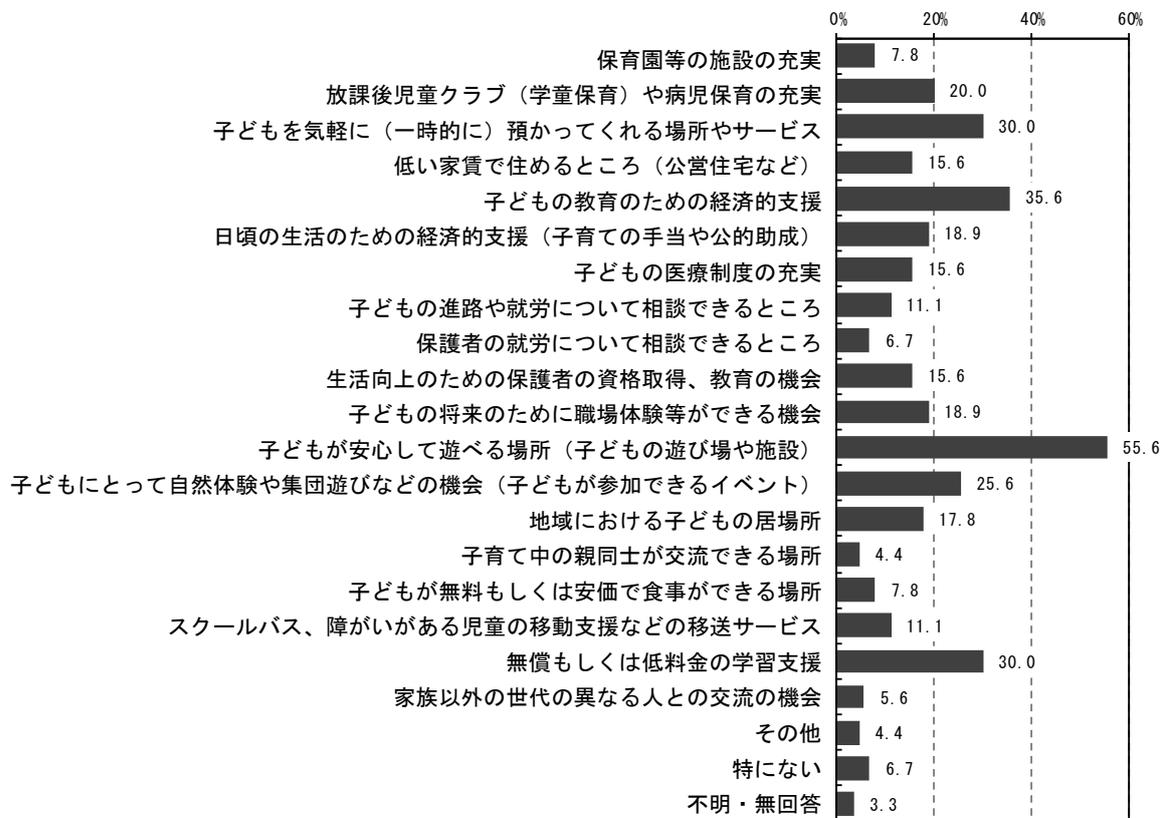
就学前児童調査は、1位「子どもが安心して遊べる場所（子どもの遊び場や施設）」
 2位「保育園等の施設の充実」
 3位「子どもを気軽に（一時的に）預かってくれる場所やサービス」

小学生児童調査は、1位「子どもが安心して遊べる場所（子どもの遊び場や施設）」
 2位「子どもの教育のための経済的支援」

【就学前児童調査】



【小学生児童調査】



3. ヒアリング調査結果からみる状況

本計画を策定するにあたり平成31年2月に実施した「子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査」の結果を受け、具体的な保護者のニーズを把握することを目的に「子ども・子育て支援に関するヒアリング調査」を令和元年6月に実施しました。



ヒアリングの様子

①子どもが安心して遊べる場所について

- 外遊びできる場所がほしい ●外遊びできる場所の環境整備をしてほしい
- 田野畑らしさを生かした仕組みがほしい ●屋内での遊び場がほしい
- 地域や生活とつながっている空間を整備してほしい

【外遊びできる場所がほしい】

- ・公園のような広場がほしい
- ・外の遊び場がほしい
- ・夏休みの遊び場がない（小学校にプールがないため水泳や子ども会での活動が少ない）
- ・夏には小さい子どもが水浴びできるプールなどがあるとよい

【外遊びできる場所の環境整備をしてほしい】

- ・公園がきたない
- ・公園などで日陰になる場所がほしい（大きい東屋があるだけで、暑い日でも外で遊べたりお弁当を食べることができるなど公園の使い方が違ってくと思う）
- ・広場はあっても遊具がない
- ・外にいと動物が怖い（熊、鹿など）
- ・リスク管理をした自然や森が欲しい

【田野畑らしさを生かした仕組みがほしい】

- ・田野畑らしさ、田野畑の良さを生かしていきたい
- ・都会はストレスを感じやすく、その点、田野畑では感じにくい
- ・自然の中での保育活動（保護者のみんなで自分の子ども以外のことも知っていて関われる）の仕組みができるとうよい
- ・田野畑の人にとって自然の中で子どもが育つのは当たり前になっているが、もう一度確認してみることも大切
- ・自然を生かす仕組みがほしい（よい資源があるのにもったいない）
- ・外で遊んだりアウトドアが好きだが、実際に外で遊ぶと地域の人に怒られることがあるため、保育施設でプログラムとして実施してもらいたい
- ・田舎の子どもの方が外では遊ばないので、機会をつくってあげたい（家と家が離れているなど）

【屋内での遊び場がほしい】

- ・室内での遊び場がない
- ・雨の日の行き場所がない
- ・造形が可能な部屋がある遊び場がほしい
- ・集中して遊ぶ、発散して遊ぶ、その子どもの遊び方に合わせた遊び場がほしい
- ・積み木がいっぱいある遊び場がほしい
- ・月齢に合わせた室内の遊び場が欲しい（場所を区切るなど工夫をする）
- ・室内で自由に遊べるスペースが欲しい

【地域や生活とつながっている空間の整備】

- ・開かれた空間がほしい（子どもだけでなく色々な人が集まれる場所）
- ・暮らす場としての場所がほしい（ご飯やおやつ、昼寝が可能な場所など）
- ・地区の人でなくても無料で施設を借りられる仕組みがほしい

【その他、子育て環境の整備】

- ・ミルク用のお湯や子ども用のトイレ、授乳室、おむつ替えシートのある場所がほしい
- ・授乳室などを道の駅に設置することで活用しやすくなるのではないかと期待している
- ・子どもが食べることができるメニューが村内の飲食店にほしい（ベビーフードなど）

②保育施設等の充実について

- | | | |
|-----------------|----------------------|----------|
| ●保育園に入りやすくしてほしい | ●保育園の柔軟な入所や一時預かり等の充実 | |
| ●既存施設の利便性の向上 | ●児童館の食事の充実 | ●情報発信の充実 |

【保育園への入所】

- ・保育園に入りやすくしてほしい
- ・仕事をしていても保育園に入れられないこともあるため対応をしてほしい
- ・保護者の仕事の有無によって入所する施設が変わらないように、こども園にしてほしい
- ・働いていないと保育園に入れられない、入れないから働けない（就活ができない）ため、こども園にしてほしい

【保育園の柔軟な入所や一時預かり等の充実】

- 漁業には3～4月に繁忙期があるため、その時だけでも子どもを預かってもらえるサービスがほしい
- ファミリーサポートセンターなど、子どもの預かりができる仕組みがほしい
(→ファミリーサポートセンターの利用に関する不安については、互いに評価できる仕組みがあると解決できるのではないか)
- 気軽に頼める一時預かりを実施して欲しい
- 一時保育を実施してほしい(保護者の病気のと看、2人目以降の子どもの出産時)
- 大人が病気のと看に子どもを預かってもらえる仕組みがない

【既存施設の利便性の向上】

- 保育園、児童館に車を停められる台数を増やしてほしい
- 駐車場から園まで屋根がほしい(雨の日の送り迎えが非常に大変だ)
- 子育て支援センターの駐車場が遠い(子どもを連れて坂を上っていけない、雨の日は行くのを諦めてしまい、せっかくの屋内施設を有効活用できていない)
- 小学校にプールが必要(上の学校に行ったときに泳げないままだ)

【児童館の食事の充実】

- 児童館を給食にしてほしい(母以外の料理を食べることができる機会があるとよい)
- 児童館を給食、手作りおやつにして欲しい(買ったお菓子は食べられない子どももいる、子どもの食育の視点を踏まえたおやつをだしてほしい)

【情報発信の充実】

- 教育・保育施設のイメージがわからない(子どもを通わせないと、または通わせている保護者と交流がないと情報がない)
- 施設からのお知らせがギリギリで不安、予定が立てられない(入園決定や入園式の日程などが直前にならないと知ることができない)

4. 子どもと家庭を取り巻く状況の整理

①保育人材の確保と専門性の向上

保育園や児童館において、利用者数の増加や利用時間の長時間化、特別な配慮を必要とする子どもへの対応など職員の業務負担が大きくなっています。また、本村の主要産業である漁業や働き方の多様化、通院や緊急時における一時保育等のニーズも多くあります。一方で、職員の不足も業務負担を増している要因にもなっており、今後は、保育士や保育士をサポートする人材の確保といった体制の強化、職員の専門性を高めることが求められています。

②支援を必要とする家庭への対応

障がいや発達に不安がある子どものいる家庭、育児不安や育児ストレスを抱える家庭、ひとり親家庭や経済的に困窮している家庭等、支援を必要とする家庭への対応が必要となっています。

特に、社会問題となっている児童虐待は、早期発見・早期対応に加え未然に発生を予防することが求められています。

③安全・安心な子育て環境の充実

子どもや子どもと保護者が安心して過ごせることや、新たに本村で子育てをしたいと思いい移住してくる家族が増えることは地域に活気をもたらします。そのため、子どもと一緒に過ごすことができる場の整備や環境改善、子育てにやさしい施設の普及といったことや、自然豊かな環境に恵まれている田野畑の強みを生かした子育てができる仕組みづくりが求められています。

第3章 計画の基本方向

1. 基本理念

自然と人の絆が育む 田野畑の子どもたち

田野畑村では、これまで第1期計画に基づいて子育て支援施策を展開してきました。第1期計画では、保育園や児童館、小学校や中学校が各一校体制となっていることや、本村の人口規模によって可能となる柔軟な体制のもと、子どもたちが豊かに成長し、いきいきと学べる環境となるよう取り組みを進めてきました。

本計画においては、「自然豊かな田野畑村。そこに人の絆が重なり合いながら、子どもたちを育て、子どもたちが育ち合う。それが自らの地域への誇りやアイデンティティにもつながっていくように」との願いから、『自然と人の絆が育む 田野畑の子どもたち』を基本理念とします。

2. 基本的視点

本計画では、以下の5つの視点を基本に位置付け、基本理念を実現できるように計画を推進します。

①一人ひとりの子どもを尊重する視点

村内で生まれた村の宝である一人ひとりの子どもが、本村で育つことが楽しく、記憶に残る育ちが行われる体制づくりを、地域ぐるみで進めていきます。

②すべての子どもと家庭を支援する視点

経済力や家庭形態、子どもの年齢に関係なく、多様な子育て家庭の事情を考慮した支援、妊娠出産から切れ目のない支援をしていきます。

③育てる母親や家族を支える視点

シングルマザー、シングルファーザーを含め、子育てによる孤独に陥らずに、行政及び地域コミュニティを活用し、平常をもって子育てができる支援を行います。

④地域社会全体で子ども・子育てを支援する視点

家族や親族だけでは子育ての負担が大きくなる中、また、近隣住民との関係性が弱まる中、これからの時代にあった子ども・子育てを支援する仕組みを社会全体で共有できるように紡ぎなおしていきます。

⑤田野畑の地域性、地域の社会環境に応じた視点

面積が広く、住んでいる地域が点在している中、きめ細やかな子育て支援を求められている一方、行政だけではなく、住民や各種団体、事業者等と協働で田野畑の地域性を踏まえた取り組みを行えるようによりよい仕組みを構築します。

3. 基本目標

基本理念の実現をめざし、以下の基本目標を設定します。

基本目標 1 教育・保育サービスの充実

- 女性の社会進出や家庭環境の変化により、低年齢時保育や、延長保育を必要とする家庭は増加しています。また、緊急時の一時保育や住民同士の子どもの見守りなどに関するニーズも多くなっています。
- 多様化する保育ニーズに対応するため多様な保育サービスを提供し、保育サービスの量的拡充を図るとともに、保育人材の確保や保育士対象の研修などを通じて保育サービスの質の向上を図ります。

基本目標 2 支援の必要な家庭への取り組みの推進

- すべての子どもの権利を守るため、ひとり親世帯や障がいのある子どもへの支援、児童虐待の防止に関する取組を十分に行うとともに、関係機関との連携を強化します。

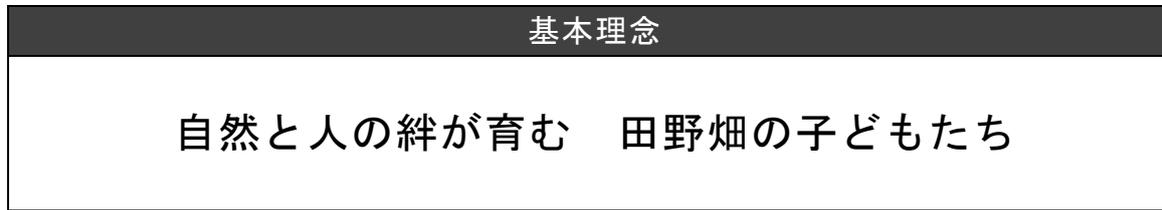
基本目標 3 地域における子育て支援の充実

- 安心して子育てができるよう、相談や情報提供体制を強化するとともに、自然と触れ合える野外活動の提供や地域における様々な子育て支援を推進します。
- 母親や乳幼児等の健康の確保及び増進を図るため、妊産婦から乳幼児に至るまで切れ目のないように、地域における母子保健等の充実を図ります。
- 子どもと親が共に安全かつ安心して生活できるよう、公園や道路、居住空間などあらゆる視点で整備・改善します。また、妊産婦への配慮や乳幼児を連れた保護者への配慮など、ひとり一人の子育て家庭を支えようとする気持ちを育みます。

基本目標 4 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 共働き世帯や働く女性の増加によって、仕事と家庭生活のバランスをとることや、保護者の就労状況に応じた柔軟な保育サービスの提供等が求められています。
- 子育てと仕事の両立を実現するための取組を住民や企業に対して啓発・推進するとともに、多様な働き方に柔軟に対応できる保育サービスの充実を図ります。

4. 施策の体系



基本的視点	基本目標	施策の方向
① 一人ひとりの子どもを尊重する視点 ② すべての子どもと家庭を支援する視点 ③ 育てる母親や家族を支える視点 ④ 地域社会全体で子ども・子育てを支援する視点 ⑤ 田野畑の地域性、地域の社会環境に応じた視点	1. 教育・保育サービスの充実	(1) 多様な保育サービスの提供 (2) 教育・保育環境の確保及び人材育成
	2. 支援の必要な家庭への取り組みの推進	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭への支援の充実 (3) 障がいのある子どもとその家庭への支援の充実 (4) 経済的な子育て支援
	3. 地域における子育て支援の充実	(1) 相談・情報提供の充実 (2) 子育て支援ネットワークづくり (3) 児童の健全育成 (4) 子どもや母親の健康確保 (5) 生活環境の整備と子どもの安全対策
	4. ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 多様な働き方の推進 (2) 仕事と子育ての両立支援の充実

第 4 章 施策の展開

基本目標 1 教育・保育サービスの充実

(1) 多様な保育サービスの提供

【方針】

- 保護者が安心して子育てができるよう、多様な保育ニーズに応じ、就労や緊急時の預かりにも対応できるような質の高いサービスの提供を行います。

※●：第5章において、量の見込みと確保の内容を設定している事業

No.	※	事業名	内 容	担当課等
1	●	一時保育事業	保護者がやむを得ない事情等により、家庭で子どもをみることができない場合に、子育て中の母親を支援するため、臨時または緊急時に一時的に保育園での受け入れを行います。 村では、今後も継続して事業を行い、保護者が利用しやすい環境を整備し、低年齢児の保護者にも周知していきます。	保育園
2	●	通常保育事業	仕事など保護者の都合で、昼間世話をすることができない家庭の児童を預かり、保護者に代わって保育を行います。 保育園での多様な保育サービスが提供できるよう、サービスの利用相談や保育士研修等の充実を図り、保育サービスの質の向上を図ります。	保育園
3	●	延長保育事業	就労等の都合で保護者が閉園時間までに子どもを迎えに来られない場合に、通常の保育時間を超えて、保育園に通う子どもの保育を実施します。 保護者の就労環境等に配慮し、延長保育の実施時間拡大等、保護者のニーズに柔軟に対応していきます。	保育園
4		年度途中入所	保護者が育児休業を年度途中で終えた場合や、UターンやIターンによる保育園への途中入所、出産時期や場所の都合などの希望に応じて、保育園での年度途中入所を受け入れるようにします。 今後も引き続き、保護者の就労環境等に柔軟に対応できるよう受け入れ体制を整備していきます。	保育園
5		乳児保育	8ヶ月児からの乳児保育の実施を継続するとともに、その充実を図ります。	保育園
6	●	病児保育	病気の回復期に至らないが、当面症状の急変が認められない児童又は病気の回復期にある児童を、病院・保育園に付設されたスペースなどにおいて、看護師が一時的に保育等を実施します。実施については、広域市町村で連携するとともに、ニーズに応じて検討を行います。	保育園

(2) 教育・保育環境の確保及び人材育成

【方針】

- 地域で提供している子育て支援サービス等に関して情報提供をするとともに、相談等に
 応じ保護者の不安や悩み等の解消に努めます。
- 保育ニーズの増加及び保育士不足により、待機児童の発生や一時保育事業への対応がで
 きない、さらには村外での研修に職員の参加が難しいなどの課題が生じていることから、
 保育士の確保に向けた取り組みを行います。

No.	※	事業名	内 容	担当課等
7	●	利用者支 援	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、制度等の周知、関係機関との連絡調整等を実施する利用者支援事業の実施についてニーズに応じて検討します。	生活環境課
8		子育て世 代包括支 援センタ ー	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	子育て支援セ ンター
9		保育士確 保に関す る取組	ハローワーク及び保育士養成校との連携や、保育士資格を持つ潜在的な人材への働きかけをし、村内の保育園への就職要請等の取組を推進します。	生活環境課
10		子育て支 援員の養 成に関す る取組	保育や子育て支援分野に従事することを希望する人を対象に、岩手県や近隣市町村が実施する「子育て支援員研修」について、住民に周知し、受講者を募ります。	生活環境課
11		研修参加 の促進	各施設において職員配置の運営基準を遵守し、基準以上を配置することで、研修に参加しやすい体制を作り、研修への積極的な参加を促進することにより、専門性の向上に努めます。	各児童保育施 設

基本目標 2 支援の必要な家庭への取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

【方針】

- ・児童虐待に関する周知啓発を行うとともに、各種健診など母子保健事業を通じての虐待の早期発見に努めます。
- ・田野畑村要保護児童対策地域協議会を中心として、関係機関の連携や情報収集及び共有を進めるとともに、児童虐待への対応をはじめ、要保護・要支援児に対し組織的に対応します。また、関係者の相談支援や連携などの質の向上を図ります。

No.	※	事業名	内 容	担当課等
12		民生委員児童委員協議会との連携	児童虐待の早期発見のために、民生委員児童委員協議会との連携を図ります。	健康福祉課
13		相談窓口の開設	児童の虐待に適切に対応するために、専門機関と連携して相談窓口を設置し、情報提供・周知を含めて拡充します。また、わかりやすい表現の仕方では広報や村のホームページ等で周知します。	生活環境課
14		要保護児童対策地域協議会の開催	児童虐待防止と早期発見に努めること及び養育の悩みの解決支援を図るため、村内の保健・医療・福祉・教育などの関係機関で構成する連絡会議を開催し、児童虐待防止に関する啓発と、具体的な事例検討や情報交換を行います。	生活環境課
15		児童相談所との連携強化	要保護児童対策地域協議会の運営や、個別のケースについて指導助言を得て、情報共有を行います。	生活環境課
16		学校、医療機関、警察も含めた連携強化	要保護児童対策地域協議会の代表者会議で児童虐待防止に関する啓発を行います。また、学校等が相談しやすい体制を図るとともに、児童虐待の事案が発生した場合は、子どもの安全を第一に考え、関係機関で連携し迅速に対応します。	生活環境課
17		DV対策との連携強化	被害者の自立に向けた助言・指導を行うとともに、子どもへの支援にも十分配慮しながら対応していきます。	健康福祉課 政策推進課 生活環境課
18		乳幼児健診未受診者等に関する定期的な安全確認	電話や訪問等により保護者との接点を図ります。子育てについての悩みがある場合は保健師が相談を受け付け、内容によっては児童相談所などの専門機関へ紹介します。	健康福祉課
19	●	養育支援訪問事業	養育支援が必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等を行います。	健康福祉課

(2) ひとり親家庭への支援の充実

【方針】

- ・母子家庭、父子家庭等ひとり親家庭の生活安定のため、社会的・経済的なきめ細やかな自立支援を実施します。
- ・ひとり親家庭に対する相談体制の充実を図り、施策や取組についての情報提供を推進します。

No.	※	事業名	内 容	担当課等
20		ひとり親家庭等医療費助成事業	18歳までの児童を扶養している、ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成します。	生活環境課
21		児童扶養手当支給事業	親と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。	生活環境課

(3) 障がいのある子どもとその家庭への支援の充実

【方針】

- ・障がい特性などに関する広報・啓発を図るとともに、障がいのある子どもへの支援をする保育士や教員が必要な情報を得ることができるよう努めます。
- ・相談支援を行うとともに、教育委員会や母子保健担当課、必要に応じては専門機関との情報共有や連携を図ります。

No.	※	事業名	内 容	担当課等
22		特別児童扶養手当支給事業	児童の生活や福祉の向上のために、精神や身体に障がいのある児童を育てている家庭に支給します。	生活環境課
23		療育相談事業の推進	発達の遅れの心配がある子どもや心身に障がいのある子どもの療育相談に対応します。	健康福祉課
24		軽度障害児保育スタッフの育成	安心して軽度障がい児を保育できるように保育スタッフを育成します。	生活環境課
25		次世代育成支援ネットワークの充実	専門機関等と連携して、障がい児に適切な支援をするための連携体制を充実します。	生活環境課
26		障がい児福祉手当	在宅の重度障がい児に対して、その障がいによる精神的、身体的な負担の軽減を目的に支給します。	健康福祉課
24		軽度障害児保育の充実	健常児とともに集団保育が可能な軽度障害児の保育を実施します。	保育園 児童館

(4) 経済的な子育て支援

【方針】

- 国等の制度改正も踏まえ、村内の子育て家庭の経済的負担の軽減を図るなど、子育て家庭の状況にあった支援を行います。

No.	※	事業名	内 容	担当課等
28		保育料の全額無料化	食費を除く保育料の無料化を実施します。	生活環境課
29		子ども・生徒医療費給付	未就学児から高校生までの医療費を負担します。	生活環境課
30		不妊治療費助成	不妊治療を行っている夫婦の経済的負担の軽減を図るために、治療費の一部を助成します。	生活環境課
31		育児サークル活動支援事業	在宅で子育てをしている保護者のサークル活動に対し、奨励金を支払い、在宅による子育てを支援します。	生活環境課
32		要保護・準要保護児童生徒就学援助費	経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な援助を行います。	教育委員会
33		祝金の支給	小学校入学、中学校入学、中学校卒業の際に保護者に対して、祝金を支給します。	教育委員会

基本目標3 地域における子育て支援の充実

(1) 相談・情報提供の充実

【方針】

- ・身近な場所での子どもや子育てに関する相談・支援に努めるとともに、各種情報提供の充実を図ります。
- ・利用者のニーズの把握に努め、相談しやすい環境となるように取り組みます。

No.	※	事業名	内 容	担当課等
34	●	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	子育て支援センター
35		子育て相談事業	育児不安等に対する相談を、保育士・看護師等が電話・来所等により受け付けます。また、健康福祉課との連携を図り、助言等の充実を図ります。	子育て支援センター
36		広報活動	子育て支援センターだより、保育園だより、児童館だよりを発行して、各施設の活動の状況や子育てに関する情報を広く周知します。	保育園 児童館 子育て支援センター

(2) 子育て支援ネットワークづくり

【方針】

- ・地域において様々な人や組織が連携して、情報共有や子育てを支える体制・取組を行えるように支援します。

No.	※	事業名	内 容	担当課等
37		子育て連絡会議	子育て支援に関わっている保健師、保育士、子育て支援センター、小中学校養護教諭、主任児童委員等が子育てに関する情報交換や児童虐待のケース検討等によって、各機関の連携を図ります。	生活環境課
38		大学等との交流活動の充実	高等教育機関と地域住民や小中学生との交流の機会を促進することによって、生きる力を育む交流の充実を図ります。	教育委員会
39		施設間交流保育事業	保育園・児童館間の交流保育の実施をとおして、幼少期から村全体の交流が活発になるように支援します。	保育園 児童館
40		世代間交流事業	地域の高齢者とのふれあい事業、施設の高齢者との訪問交流等をとおして、幼少期から世代間交流に親しめるように支援します。	保育園 児童館
41		施設開放事業	親子で園児と交流しながら、ホールや園庭で遊具や玩具で遊んだり園行事に参加し、集団生活の体験ができる体制を充実します。	保育園
42		子育てサークル等育成支援事業	子育て支援センターでの親子活動・親活動をとおして、子育て中の育児仲間の組織づくり活動をします。	子育て支援センター
43		絵本の読み聞かせ事業	幼児に絵本を読み聞かせる機会を充実します。	保育園 児童館
44		次世代育成支援ネットワークの充実	より専門的支援ができるように、関連機関等との連携を強化します。	生活環境課

(3) 児童の健全育成

【方針】

- 児童の健全育成を図る上で、社会資源及び主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行う団体、地域ボランティア等と連携し活動を行います。
- 各種体験活動を通じて、地域への誇りや愛着を醸成します。
- 児童が自然の中で遊ぶ体験、異年齢集団で過ごす機会等が減少している状況を踏まえ、少しでも多くの自然体験の機会を提供し、仲間で協力し合いながら多様な体験を積み重ねる野外活動の提供について検討します。

No.	※	事業名	内 容	担当課等
45		中高生保育体験交流活動	児童の保育体験を通して、自身の成長を振り返り、保護者への感謝の気持ちを育むとともに、自己肯定感を育みます。家庭科の授業での実施を検討します。	中学校
46		小中学校家庭教育学級	家庭のあり方を学習する機会を設けます。発達段階に応じた子育ての基本的な事項を学び、家庭教育の充実を図ります。 小中学校が本村に各1校ということを含みに、学年別だけではなく、学年横断的に実施し、子どもの成長に応じた悩みを、専門家、経験者を含めて共有し、解決する場を設けてサポートをします。	小学校 中学校
47		職業体験学習	職業体験学習の一環として、中学生が保育園をはじめ、村内の各種事業所で職業（産業）体験を行います。	中学校
48		他地域連携自然体験活動	都市生活者、他地域子ども達を長期休暇期間中に受け入れ、地元を素材にした自然体験活動等を村の各世代交流を含めながら実施します。	部署横断事業、 民間企業等
49	●	放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間いない家庭で小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。 学童保育事業として、放課後児童クラブを継続して実施します。	放課後児童クラブ
50		教育振興運動の支援	教育水準の向上を図るため、より住民の自主的、創造的な意欲の盛り上げりを基盤に、学力向上、健全育成、健康安全等のための実践活動を推進します。	教育委員会
51		自然・産業体験活動の推進	海・山・川での遊びを通して地域を愛する心情を育てるよう努めるとともに一次産業の喜びや苦勞を分かち合うために、産業体験活動ができる環境整備に努めます。	生活環境課 教育委員会 関係各課

(4) 子どもや母親の健康確保

【方針】

- ・保護者が安心して子どもを生き育て、子どもたちが健やかに成長できるように、保健・医療・福祉・教育などの関係各課が連携し、切れ目のない母子保健施策を推進します。
- ・各種健診等について周知啓発を行い、受診率や参加率の向上に努めます。

No.	※	事業名	内 容	担当課等
52	●	妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。	健康福祉課
53		妊婦相談	随時、相談を受け、情報提供や保健指導を行います。	健康福祉課
54	●	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	健康福祉課
55		子育て教室 (ベビーマッサージ)	子どもの成長・発達に合わせ、家庭教育等の知識の普及や指導を実施し、適切な育児ができるよう支援します。	子育て支援センター
56		乳幼児相談	随時、相談を受け、情報提供や保健指導を行います。	健康福祉課
57		乳幼児健診 (3ヶ月～3歳児)	乳幼児健診を実施します。	健康福祉課
58		予防接種	適時適切な各種予防接種を推進します。	健康福祉課
59		歯科保健活動	乳幼児の個別歯科保健活動を行います。 幼児・児童・生徒のう歯予防を行います。	健康福祉課 歯科診療所
60		言葉の相談	言葉の発達の遅れが心配される幼児に対して、専門員に相談できるよう連携を図ります。	健康福祉課
61		新生児聴覚検査費助成事業	新生児の聴覚に関する異常の早期発見及び早期療育を図るための費用を助成します。	健康福祉課

(5) 生活環境の整備と子どもの安全対策

【方針】

- ・安心して利用できる公園等の公共施設・設備を、子育て家庭をはじめ、すべての人が利用しやすい環境となるよう努めます。
- ・すべての子どもたちが事故や犯罪等の被害に遭わないよう、安心して生活できるまちづくりを推進し、地域における防犯意識の高揚や、事故及び犯罪の未然防止に努めます。

No.	※	事業名	内 容	担当課等
62		公園や公共施設の整備	子どもが安全に遊具等を利用できるよう定期的な点検整備及び環境整備を行います。	生活環境課 地域整備課
63		道路点検、交通安全の推進	危険箇所等を関係機関と合同で点検し、問題点を洗い出しながら子どもの安全を確保します。	生活環境課 教育委員会
64		防犯教育等の実施	保育園で防犯教室及び不審者への対応訓練を実施し、危険な事態に対処するための一連の教育を実施します。また、小中学校、警察、教育機関で組織する学警連で地域のお祭り等の巡視を行います。	教育委員会
65		遊び場の整備	身近な場所で安心して遊ぶことのできる場の整備を推進するとともに、地域資源を有効活用した、子どもたちが集える遊び場の確保に努めます。	生活環境課

基本目標 4 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 多様な働き方の推進

【方針】

- ・仕事と生活の調和や多様な働き方の実現に向けて、労働者や事業主、地域住民に対しワーク・ライフ・バランスや育児休業制度等の理解を促進するために広報・啓発に努めます。
- ・男女共同参画社会の実践に向けて、社会教育、学校教育との連携による父親の育児参加の意識高揚を図ります。

No.	※	事業名	内 容	担当課等
66		父親の育児参加（父親参観日）の推進	児童館での父親参観日を設け、育児参加の環境づくりを促進します。	児童館
67		男女共同参画社会推進事業	男女が対等な立場で、あらゆる分野の活動に参加できる社会の実現に向けて、事業を実施します。	政策推進課

(2) 仕事と子育ての両立支援の充実

【方針】

- ・子どもが生まれても希望に応じ継続して働き続けられる環境を推進します。

No.	※	事業名	内 容	担当課等
3	●	(再掲) 延長保育事業	就労等の都合で保護者が閉園時間までに子どもを迎えに来られない場合に、通常の保育時間を超えて、保育園に通う子どもの保育を実施します。 保護者の就労環境等に配慮し、延長保育の実施時間拡大等によって保護者のニーズに柔軟に対応していきます。	生活環境課 保育園
49	●	(再掲) 放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間いない家庭で小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。 学童保育事業として、放課後児童クラブを継続して実施していきます。	放課後児童クラブ

第5章 教育・保育等の量の見込みと確保の内容

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号において、教育・保育提供区域とは「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

自治体は、この教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスを見て、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進することになります。

本村は1保育園、1児童館、1小学校、1中学校体制となっていることから、村全域（1区域）で教育・保育の量の見込みを定めました。

2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

（1）保育の必要性の認定

計画期間における「教育・保育の量の見込み」は、計画策定に係るニーズ調査結果を活用し、下表の認定区別に定めます。なお、本村では1号認定は実施せず、2号認定、3号認定は、保護者の就労または疾病、その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である者を対象条件として実施しています。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設・事業	本村での実施の有無
1号認定	満3歳以上で教育を希望	幼稚園、認定こども園	×
2号認定	満3歳以上で教育・保育を希望	保育園、幼稚園、認定こども園	○
3号認定	満3歳未満で保育を希望	保育園、認定こども園、地域型保育事業	○

（2）利用できる施設・事業

- ・村内には保育園・児童館がそれぞれ1か所あり、仕事など保護者の都合で、昼間世話をすることができない家庭の児童は保育園を、3歳以上児で保育を必要としない児童については、児童館を利用できます。
- ・就学前児童の保育園・児童館への入所率は100%に近づいています。

【量の見込みと確保方策】

	認定区分		① 量 の 見 込 み	②確保方策			②-①
				特定教育・保育施設(保育園) 認可外保育施設 (児童館)	確認を受けな い幼稚園	特定地域型保育 事業 (保育ママ、小規 模保育等)	
元 年 度	2号	教育利用	6	(実績) 29			
		保育利用	28	(実績) 31			
	3号	1・2歳	18	(実績) 26			
		0歳	5	(実績) 3			
2 年 度	児童館対象		9	65			48
	2号	教育利用	8				
		保育利用	43	26			-17
	3号	1・2歳	15	18			3
		0歳	13	6			-7
	3 年 度	児童館対象		9	65		
2号		教育利用	8				
		保育利用	43	26			-17
3号		1・2歳	15	18			3
		0歳	14	6			-8
4 年 度		児童館対象		8	65		
	2号	教育利用	7				
		保育利用	36	26			-10
	3号	1・2歳	21	18			-3
		0歳	14	6			-9
	5 年 度	児童館対象		7	65		
2号		教育利用	6				
		保育利用	33	26			-7
3号		1・2歳	22	18			-4
		0歳	14	6			-8
6 年 度		児童館対象		8	65		
	2号	教育利用	7				
		保育利用	35	26			-9
	3号	1・2歳	22	18			-4
		0歳	13	6			-7

【対策】

- 待機児童0人を目指し、村内の就学前児童の受け入れを行っていきます。また、年度途中入所にも臨機応変に対応します。
- 村内に幼稚園、認定こども園がないため、保育園・児童館で保育面だけでなく教育面での充実も図ります。
- 本村の保育・教育サービスの大きな特色である児童館の重要性を踏まえて、今後、児童館を含めた全体としての対策を検討していきます。
- 児童の人数を鑑み、施設の適正な規模について検討します。

(3) 保育利用率の目標値の設定

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定します。

保育利用率の目標値＝

3号子どもに係る教育・保育の確保の方策*／満3歳未満の子どもの推計児童数

*「教育・保育の量の見込みと確保の方策」のうち、3号に該当する子どもにかかる保育の提供量（確保の方策）

年齢区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	30.0%	28.6%	28.6%	28.6%	31.6%
1・2歳児	64.3%	64.3%	43.9%	42.9%	42.9%

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

各年度における地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、実施しようとする事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めました。

①延長保育事業

- ・保育認定を受けた子どもについて、保護者がやむを得ない事情等により家庭で子どもをみるのが困難な場合に、子育て中の母親を支援するため通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園等で保育を実施する事業です。
- ・若桐保育園では、18時30分から19時30分まで実施しています。

【第1期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	16人	16人	15人	14人
②確保の内容	16人	16人	15人	14人
実績	1人	0人	0人	0人

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
②確保の内容	10人	10人	10人	10人	10人

【対策】

- ・現在の提供体制を維持し、延長保育が必要になった家庭が発生した場合でも対応できるようにします。

②放課後児童健全育成事業

- 保護者が就労等により昼間いない家庭で小学校に就学している児童に対し、授業の終了後の適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【第1期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	41人	38人	45人	44人
②確保の内容	41人	38人	45人	44人
実績	32人	30人	35人	35人

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	35人	35人	32人	37人	37人
②確保の内容	40人	40人	40人	40人	40人

【対策】

- 現在の提供体制（学童保育事業）を維持し、計画年度内の見込みを確保します。

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

- 保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

【第1期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	62人	59人	57人	54人
②確保の内容	62人	59人	57人	54人
実績	0人	0人	0人	0人

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
②確保の内容	0人	0人	0人	0人	0人

【対策】

- 本事業については広域で調整し、事業の必要がある場合には適切に対応します。

④乳児家庭全戸訪問事業

- ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【第1期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	20人	20人	20人	18人
②確保の内容	20人	20人	20人	18人
実績	23人	23人	23人	9人

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10人	10人	8人	8人	8人
②確保の内容	実施体制：村保健師による訪問				

【対策】

- ・現在の提供体制を維持するとともに、実施率100%をめざし、母子健康手帳交付時に情報提供するなど、保護者が受け入れやすい体制を整えます。

⑤養育支援訪問事業

- ・養育支援が必要であると判断した家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導や助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【第1期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	3人	3人	3人	3人
②確保の内容	3人	3人	3人	3人
実績	15人	23人	26人	3人

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2人	2人	2人	2人	2人
②確保の内容	実施体制：村保健師による訪問				

【対策】

- ・現在の提供体制を維持するとともに、必要に応じて関係機関との連携を図り、支援を必要とする人が利用できるようにします。

⑥地域子育て支援拠点事業

- ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【第1期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	1,030人回	991人回	952人回	913人回
②確保の内容	1,030人回	991人回	952人回	913人回
実績	2,304人回	2,561人回	3,421人回	1,807人回

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,000人回	1,900人回	1,900人回	1,800人回	1,800人回
②確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【対策】

- ・現状の体制で量の見込み分については対応できるため、現行の体制を維持するとともに、利用者の増加に向けて周知啓発を進めます。

⑦一時保育事業（幼稚園在園児対象型以外）

- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【第1期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	797人日	761人日	725人日	689人日
②確保の内容	797人日	761人日	725人日	689人日
実績	23人日	20人日	0人日	0人日

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	20人日	50人日	50人日	70人日	70人日
②確保の内容	20人日	100人日	100人日	100人日	100人日

【対策】

- ・量の見込みについては、現行の体制で確保に努めます。

⑧病児保育事業

- ・病気の回復期に至らないが、当面症状の急変が認められない児童又は病気の回復期にある児童を、病院・保育園に付設されたスペースなどにおいて、看護師が一時的に保育等を実施する事業です。

【第1期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	153人日	146人日	139人日	132人日
②確保の内容	0人日	0人日	0人日	0人日
実績	0人日	0人日	0人日	0人日

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	225人日	235人日	245人日	243人日	246人日
②確保の内容	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【対策】

- ・本村では、実施の予定はありません。当面は広域的な連携を基に対応していきます。

⑨子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）（就学後）（低学年・高学年）

- ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【第1期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保の内容	0人日	0人日	0人日	0人日
実績	0人日	0人日	0人日	0人日

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保の内容	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【対策】

- ・本事業については他の事業で代替可能なため取り組む予定はありません。

⑩妊婦健康診査事業

- ・妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【第1期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	246人回	246人回	224人回	224人回
②確保の内容	246人回	246人回	224人回	224人回
実績	433人回	269人回	235人回	149人回

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	20人	20人	18人	18人	18人
②確保の内容	実施場所：県内の医療機関 実施体制：事業委託 実施時期：通年				

【対策】

- ・現在の提供体制を維持し、計画年度内の見込みを確保します。
- ・健診の公費助成を継続し、健診の受診勧奨も必要に応じて行います。

⑪利用者支援事業

- ・子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【第1期計画の実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	0か所	0か所	0か所	0か所
②確保の内容	0か所	0か所	0か所	0か所
実績	0か所	0か所	0か所	0か所

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
②確保の内容	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

【対策】

- ・村窓口において情報提供や相談、関係機関との調整を行っていることから、新たな事業としては実施せずに、現行の体制で今後も適切な支援を継続できるように取り組めます。

4. 子ども子育て支援給付に係る教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携を進めます。

5. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供や相談支援を行います。

特に、0歳児の子どもの保護者が、保育園等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する保護者が、希望に沿った利用ができるように環境整備について検討します。

6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、県が行う施策との連携に努めます。

7. 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、田野畑村の実情に応じて取り組みを進めます。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、村内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、住民と連携して、子育て支援を推進します。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応するとともに、新たな課題についても積極的に取り組みます。

さらに、地域で支え助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取組だけでは不十分であり、住民との協働が不可欠となります。そのため、本計画では、本村をはじめとする各主体が担う主な役割を以下のとおりとします。

田野畑村

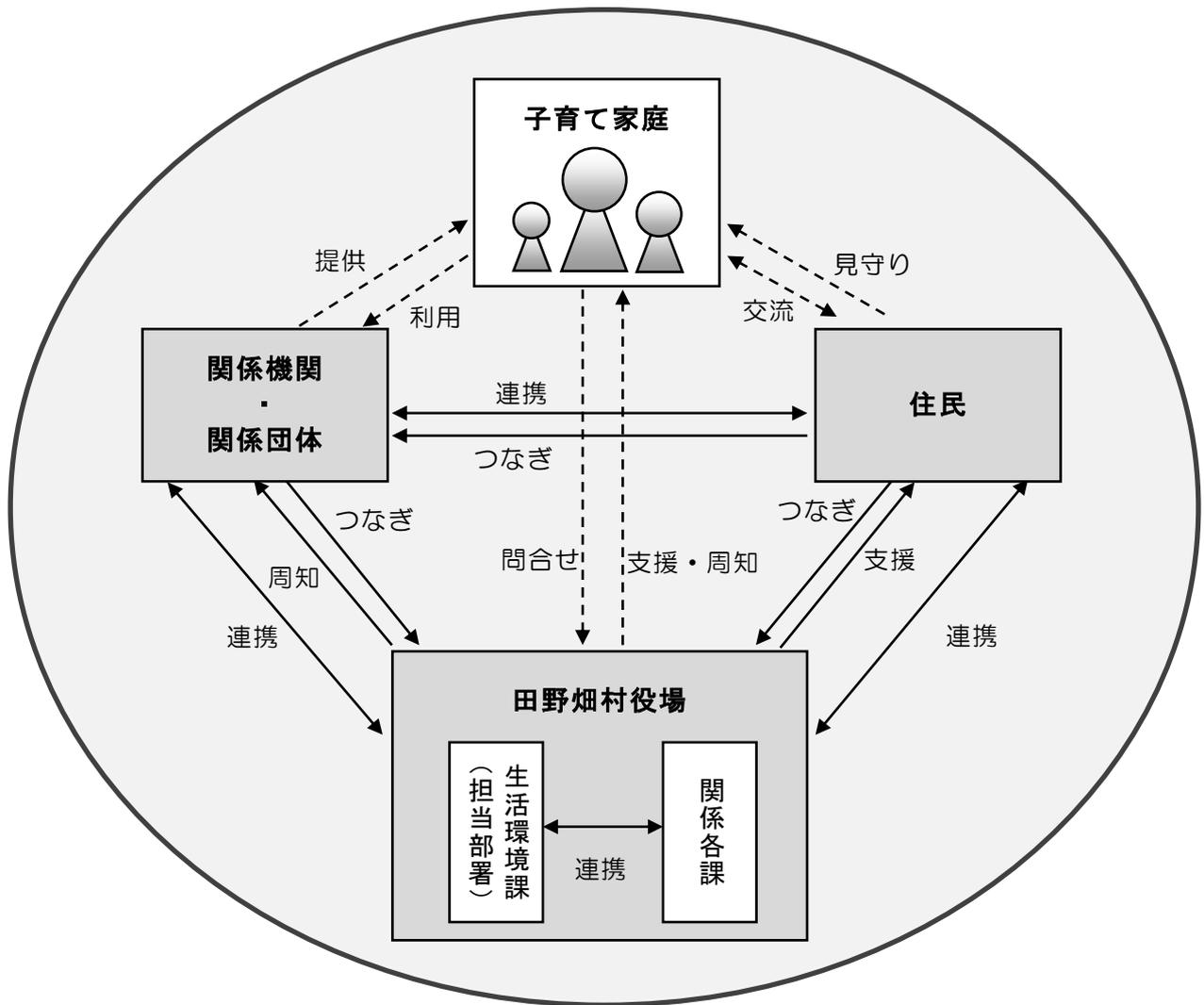
本計画は、子育て、教育、福祉、保健、男女共同参画など広範な分野にわたるため、庁内関係各課との連携を強化し、効果的・効率的な施策の展開を図るとともに、行政内部で横断的に子ども・子育て支援にかかわる問題や課題を解決できるように取り組むことが期待されます。また、関係機関や団体、住民等が連携できるよう支援を行い、地域全体で子育てする環境を整えていくことが期待されます。

関係機関・団体

地域全体で子育てを支援し、子育て家庭が地域から孤立しないよう見守り、必要に応じて子育て家庭を行政や関係機関につなぐなど地域における子育て支援の推進を図っていくことが期待されています。そのため、各種関係機関・団体同士での交流や連携を図り、子育て環境の充実した地域社会づくり期待されます。

住民

一人一人が自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域において解決していくための方策を話し合い、地域での子育て支援の担い手として、地域活動やボランティア等の社会活動に自ら積極的に参加することが期待されます。



2. 計画の進捗管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価を行い、田野畑村子ども・子育て会議において報告します

また、計画に定めた量の見込みが実績値と乖離している場合など、必要に応じた計画の見直しを行います。

資料編

1. 田野畑村子ども・子育て会議委員名簿

No	区分	機関・団体等名称	役職	氏名
1	子どもの 保護者	保護者（公募）		上 山 明 美
2		保護者（公募）		高 浜 大 介
3		保護者（公募）		高 浜 菜奈子
4		若桐保育園保護者会	会長	小 野 順 市
5		たのはた児童館父母会	会長	三 浦 太 知
6		田野畑小学校PTA	会長	佐々木 賢 司
7	児童福祉施設	若桐保育園	園長	畑 山 正 明
8		たのはた児童館	館長	横 田 千穂子
9		子育て支援センター	副所長兼主任保育士	中 里 幸 子
10	教育関係者	田野畑村教育委員会	教育長	相 模 貞 一
11		田野畑村教育委員会	教育委員	畠 山 恵美子
12		田野畑小学校	校長	堀 切 茂 行
13		田野畑中学校	校長	石 川 健
14	福祉関係者	田野畑村社会福祉協議会	副会長	小野寺 しげ子
15		田野畑村社会福祉協議会	事務局次長	千 葉 繁
16		田野畑村民生児童委員協議会	主任児童委員	前 原 静 美
17		特定非営利法人ハックの家	施設長	竹 下 敦 子
18	学 生	お茶の水女子大学	大学生	野 村 佳乃子
19		お茶の水女子大学	大学生	小野崎 すみれ
20		お茶の水女子大学	大学院生	長 尾 悠 里

【アドバイザー】

No	所属	職名	氏名
1	お茶の水女子大学	教授	熊 谷 圭 知
2	岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部 宮古保健福祉環境センター福祉課	主査	盛 合 恵 子

第2期田野畑村子ども・子育て支援事業計画

発行：田野畑村 生活環境課

〒028-8407 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 143-1

Tel:0194-34-2111(代表) Fax:0194-34-2632
